

行橋市次世代自動車等導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行橋市内（以下「市内」という。）において自動車から排出される地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に向けて、次世代自動車等の普及を推進していくため、市民又は事業者に対し、予算の範囲内で次世代自動車等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車等 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が「電気」と記載されているものをいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの電気を当該自動車に搭載されているバッテリーに充電することができるハイブリッド自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (4) 燃料電池自動車 水素（水素を加工したものを含む。）を燃料とし、空気中の酸素を反応させて発電する燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「圧縮水素」と記載されているものをいう。
- (5) 初度登録 初めて道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに登録すること（軽自動車にあっては、同法第59条の規定による新規検査を受けること）をいう。
- (6) 補助対象事業 市内で使用することを目的に初度登録を行い、次世代自動車等を導入する事業をいう。
- (7) 市民 市内に3ヶ月以上在住する者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されているものをいう。
- (8) 事業者 市内に事業所が所在する法人をいう。
- (9) リース事業者 借受人を自動車の使用者として、自家用自動車を業として貸し出す者（道

路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第2項に規定する許可を受けた者をいう。）をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業を行う者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 市民又は事業者であって、リース事業者ではないこと。
- （2） 導入する次世代自動車等の使用本拠地を市内とする者であること。
- （3） 補助金の対象となる次世代自動車等について、その所有者と申請者が同一であること。ただし、割賦販売契約等により車両購入する場合にあって、販売者等が当該車両の所有権を留保する場合は、当該車両の使用者を申請者とする。
- （4） 市税等の滞納がないこと。
- （5） 次世代自動車等の導入後に、市からの使用状況等の調査に応じること。
- （6） 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に次世代自動車等の初度登録を行っていること。
- （7） 市民にあっては暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。事業者にあっては、法人が暴力団でなく、かつ、役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 交付の申請台数は、次の表のとおりとする。

申請者	申請台数
市民	1台
事業者	毎年度1台
備考	ただし、一度交付を受けた市民であっても、交付を受けた次世代自動車等の導入から4年を経過した場合には、新たに申請をすることができる。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に必要な経費のうち、購入する次世代自動車等の車両本体価格（ただし、消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、車両1台につき、次の表のとおりとする。

区分	上限額	交付額
電気自動車	15万円	当該車両の本体価格の5パーセントに相当する金額 (千円未満切捨て)
プラグインハイブリッド自動車	10万円	当該車両の本体価格の3パーセントに相当する金額 (千円未満切捨て)
燃料電池自動車	15万円	当該車両の本体価格の5パーセントに相当する金額 (千円未満切捨て)
備考 本体価格とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金業務実施細則別表1に記載された定価をいう。ただし、同表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。		

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次世代自動車等の初度登録された日（以下「登録日」という。）の属する年度の3月31日までに、行橋市次世代自動車等導入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書、注文書その他補助金交付の対象となる次世代自動車等（以下「補助対象車両」という。）の購入に係る契約の詳細が分かる書類の写し
- (2) 補助対象車両の購入に係る領収書の写し
- (3) 滞納のないことを証明する文書（発行日から1ヶ月以内のものに限る。）又は納税証明書
- (4) 住民票（個人の場合に限る。発行日から3月以内のもので世帯全員が記載されているもの。）
- (5) 法人登録簿及び役員名簿（法人の場合に限る。）
- (6) 納付状況調査同意書（様式第2号）
- (7) 補助対象車両についての使用状況に係る調査等への協力誓約書（様式第3号）
- (8) 委任状（様式第4号。次条の規定により、第三者に手続きを代行させる場合に限る。）
- (9) 自動車検査証の写し
- (10) 補助対象車両の色、形状、自動車登録番号等が分かる写真
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事務の代行)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定による申請書の提出を第三者に代行させ

ることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前2条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは補助金交付決定通知書(様式第5号)により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(申請書の内容変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、第6条の申請書の内容を変更し、若しくは補助対象事業の実施を中止し、又は申請を取り下げようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更決定通知書(様式第8号)又は変更不承認通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、当該提出を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助対象車両の登録日から4年を経過する日までは、当該車両の抹消登録(道路運送車両法第15条から第16条までに規定する抹消登録をいう。以下同じ。)、譲渡、交換若しくは貸付又は補助金交付の目的に反した使用をしてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 天災等、本人の責めに帰さないやむを得ない事由により補助対象車両が走行不能となったために抹消登録した場合

(2) 本人に過失のない事故により補助対象車両が走行不能となったために抹消登録した場合

(3) 前2号のほか、本人の責めに帰さないやむを得ない事由があるものとして市長が特別に認

める場合

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による取消しを行った場合に当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、その補助金を返還させることができる。

- 2 市長は、第11条第2項又は前項の規定により補助金を返還させるときは、補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めてその返還を補助事業者に命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、命令書に記載された期間内に補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、第11条第1項の期間の内は、当該帳簿及び証拠書類を保管しなければならない。

(調査)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象車両の使用状況を確認するため、現地調査を行い、又は必要書類等の提出を指示することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。